

(写し)

消教推第121号  
令和元年9月27日

各 都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
独立行政法人国民生活センター理事長

消費者庁長官

伊 藤 明 子



食品ロスの削減の推進に関する法律の施行について（通知）

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「法律」という。）につきましては、令和元年5月31日付け消政策第126号消費者庁長官通知「食品ロスの削減の推進に関する法律の公布について」により、その公布及び法律の概要についてお知らせしたところです。

この度、「食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令」（令和元年政令第113号）により、令和元年10月1日に法律が施行されることとなりました。

つきましては、法律等を別紙のとおり送付いたしますので、十分に御了知の上、法律の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村、関係機関・団体に対して、このことを周知願います。

**【添付資料】**

食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減の推進に関する法律の施行期日を定める政令

食品ロス削減推進会議令

**【本件連絡先】**

消費者庁消費者教育推進課

電 話：03-3507-9261

F A X：03-3507-9259